

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期若桜町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

鳥取県八頭郡若桜町

3 地域再生計画の区域

鳥取県八頭郡若桜町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の総人口は、昭和35年の9,616人をピークに減少傾向にあるが、近年の国勢調査によると、1年間に100人前後のペースで急激な減少を続けており、住民基本台帳によると令和8年3月31日において2,555人まで落ち込んでいる。

年齢3区分別人口では、年少人口（14歳以下）は緩やかに減少し続け、平成2年以降は老年人口（65歳以上）を下回っており、令和2年には191人となっている。生産年齢人口（15～64歳）も進学・就職・婚姻等による転出により急激な減少が続いており、令和2年には1,279人となっている。老年人口は、平成12年までは長寿命化や団塊世代の老年期移行により増加が続いていたが、その後は緩やかに減少しており、令和2年には1,394人となっている。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、現状のまま合計特殊出生率と社会移動が推移すれば、本町の総人口は令和22年には1,563人、令和32年には1,092人にまで減少すると言われており、地域社会を維持するのが困難な状況に陥ることが予想される。

社会動態については、転入数・転出数ともに年によって変動はあるものの、ほぼ一貫して転出数超過の社会減が続いている。令和7年では転出数73人、転入数49人で24人の社会減となっている。

自然動態については、昭和61年頃までは60人以上の出生があり、出生数が死亡数を上回る「自然増」が続いていた。しかし、それ以降は出生数が減少傾向に

転じたことから死亡数超過の「自然減」となっており、近年は自然減が 70 人前後で推移している。令和 7 年では出生数 6 人、死亡数 73 人で 67 人の自然減となっている

このまま人口減少が進むと、地域を支える担い手の不足や地域活力の低下、税収等が減少し、行政サービスが低下することなどの課題が発生することが懸念される。

これらの課題に対応するため、子どもを産み育てやすい環境の整備や移住・定住推進、雇用の創出、地域資源を活かした魅力づくりなどを積極的に進め、出生数の増加（合計特殊出生率の向上）や社会移動（転出）による減少の逡減・解消に繋げることにより、本町の人口減少に歯止めをかける。

なお、これらの取組を推進するにあたっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げる。

基本目標Ⅰ すべての人にやさしいまちづくり

基本目標Ⅱ 地域資源を活かしたまちづくり

基本目標Ⅲ 豊かな自然のなかで営むしごとづくり

【数値目標】

5-2の ①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和 8 年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	出生数	7 人	15 人	基本目標Ⅰ
	合計特殊出生率	1.27	1.65	
	社会増減数 (転入者数－転出者数)	△20人	△8 人	
	移住者数	32 人	200 人 (令和 3 年度～ 令和 8 年度累計)	
	観光入込客数	285,623 人	300,000 人	基本目標Ⅱ

イ	町内宿泊施設延べ宿泊者数	8,082人	20,000人	
ウ	起業・創業・継承者数 (補助金交付件数)	12件	15件	基本目標Ⅲ
	農林業新規従業者数	7件	8人	
	木材搬出量	22,800m ³	27,000m ³	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

若桜町まち・ひと・しごと創生推進事業

ア すべての人にやさしいまちづくり事業

イ 地域資源を活かしたまちづくり事業

ウ 豊かな自然の中で営むしごとづくり事業

② 事業の内容

ア すべての人にやさしいまちづくり事業

- ・若年世代や子育て世代を中心とした住環境の整備を進め、豊かな自然のなかでのびのびと子育てできるよう、切れ目のない子育て支援を行う。
- ・わかさこども園と若桜学園の魅力向上、住環境の整備などにより子育て世代に重点を置いた移住・定住を進め、転入者の増加と転出者の減少による地域の活性化に努める。
- ・交通利便性の向上や買い物支援、豊かな自然環境の保全、福祉の充実、見守り体制の強化など、高齢になっても安心して暮らすことのできる

住みやすいまちづくりを進める。

- ・晩婚化や未婚化を改善し出生数を増加させるため、出会いの場の提供や住宅支援などに取り組む。
- ・高齢者や障がい者が活躍できるまちづくりを推進する。

【具体的な事業】

- ・子育てしやすい労働環境の整備
- ・高齢者等の買い物支援
- ・アパート、シェアハウス等若者向け住宅の整備支援 等

イ 地域資源を活かしたまちづくり事業

- ・豊かな自然や歴史的景観、若桜鉄道などの地域資源の新たな活用策の検討と広域自治体間連携の強化により、交流人口の増加や関係人口の創出、地域のにぎわい創出に努める。
- ・既存の特産品の磨き上げと農林畜産物やジビエを活用した新たな特産品の開発・販路拡大により、産業の振興と雇用の創出を図る。

【具体的な事業】

- ・若桜駅周辺の活性化、にぎわい創出
- ・伝統工芸・食の継承支援・特産品の PR 等

ウ 豊かな自然の中で営むしごとづくり事業

- ・商工会や町内外企業などと連携し、雇用の確保と創業支援を推進する。
- ・担い手の育成や農地の集積、若桜米のブランド化、間伐の促進などにより、農林業の振興と収入確保を図る。
- ・農地の維持と森林の健全化、自然エネルギーの導入により、自然環境の保全を推進する。

【具体的な事業】

- ・企業誘致、創業支援
- ・農林業の担い手・技術者の育成・確保 等

※なお、詳細は第2期若桜町総合戦略のとおり

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

5,000 千円（令和 8 年度）

⑤ 事業の評価の方法（P D C A サイクル）

毎年度 10 月頃に各施策の進捗状況、取り組むべき内容等について、外部委員が参画している若桜町地方創生検討委員会等での効果検証を踏まえながら、必要な見直しを行うこととする。検証後速やかに若桜町公式WEB サイト等で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から令和 9 年 3 月 31 日まで